

令和5年第4回阿波市議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 令和5年12月22日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（19名）

1番 黒川理佳	2番 檜原浩二
3番 野口加代子	4番 竹内政幸
5番 原田健資	6番 武澤豪
7番 北上正弘	8番 後藤修
9番 坂東重夫	10番 藤本功男
11番 笠井安之	13番 笠井一司
14番 檜原伸	15番 松村幸治
16番 吉田稔	17番 木村松雄
18番 阿部雅志	19番 原田定信
20番 三浦三一	

欠席議員（1名）

12番 中野厚志

会議録署名議員

5番 原田健資 6番 武澤豪

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 町田寿人	副市長 安丸学
副市長 木下修一	教育長 高田稔
企画総務部長 坂東孝一	市民部長 岩野竜文
健康福祉部長 稲井誠司	産業経済部長 森克彦
建設部長 高田敬二	水道部長 吉岡宏
教育部長 森友邦明	企画総務部次長 大倉洋二
危機管理局長 小松隆	市民部次長 古川秀樹
健康福祉部次長 笠井孝彦	産業経済部次長 岡本正和
建設部次長 笠井和芳	教育部次長 佐藤正彦
教育部次長 酒巻達也	吉野支所長 住友勝次
土成支所長 鈴田直城	阿波支所長 大塚清

農業委員会事務局長 相原 繁喜

水道部次長 吉成 永吾

財政課長 藤井 信良

監査事務局長 坂東 明

会計管理者 川人 啓二

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 大 森 章 司

事務局議事総務課長 松 永 祐 子

事務局議事総務課長補佐 藤 岡 知 寛

議事日程

- 日程第 1 議案第 7 3 号 令和 5 年度阿波市一般会計補正予算（第 7 号）について
- 日程第 2 議案第 7 4 号 令和 5 年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 3 議案第 7 5 号 令和 5 年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 4 議案第 7 6 号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 7 7 号 土成健康センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 7 8 号 阿波市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 7 9 号 阿波市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 8 0 号 土柱休養村センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 8 1 号 阿波市農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第 1 0 議案第 8 2 号 阿波市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 1 議案第 8 3 号 阿波市特別会計条例の一部改正について
- 日程第 1 2 議案第 8 4 号 阿波市農業集落排水施設設置事業分担金徴収条例の廃止について
- 日程第 1 3 議案第 8 5 号 土成健康センターの指定管理者の指定について
- 日程第 1 4 議案第 8 6 号 阿波市放課後児童クラブの指定管理者の指定について
- 日程第 1 5 議案第 8 7 号 土柱休養村センターの指定管理者の指定について
- 日程第 1 6 議案第 8 8 号 土成地域資源活力工房の指定管理者の指定について

（日程第 1 ～日程第 1 6 委員長報告・質疑・討論・採決）

- 日程第 17 議案第 89 号 令和 5 年度阿波市一般会計補正予算（第 8 号）について
- 日程第 18 議案第 90 号 令和 5 年度阿波市水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 19 議案第 91 号 阿波市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第 20 議案第 92 号 市長等の給与条例の一部改正について
- 日程第 21 議案第 93 号 阿波市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 22 議案第 94 号 阿波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 23 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査について

午前10時00分 開議

○議長（笠井一司君） 現在の出席議員は19名で定足数に達しており、議会は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしてあります日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

- 日程第 1 議案第73号 令和5年度阿波市一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第 2 議案第74号 令和5年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 3 議案第75号 令和5年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 4 議案第76号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第77号 土成健康センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第78号 阿波市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第79号 阿波市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第80号 土柱休養村センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第81号 阿波市農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第82号 阿波市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第83号 阿波市特別会計条例の一部改正について
- 日程第12 議案第84号 阿波市農業集落排水施設設置事業分担金徴収条例の廃止について
- 日程第13 議案第85号 土成健康センターの指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第86号 阿波市放課後児童クラブの指定管理者の指定について

**日程第15 議案第87号 土柱休養村センターの指定管理者の指定について**

**日程第16 議案第88号 土成地域資源活力工房の指定管理者の指定について**

○議長（笠井一司君） 日程第1、議案第73号令和5年度阿波市一般会計補正予算（第7号）についてから日程第16、議案第88号土成地域資源活力工房の指定管理者の指定についてまでの計16件を一括議題といたします。

以上の案件につきましては、各常任委員会に付託してありますので、各常任委員長の報告を求めます。

まず初めに、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長武澤豪君。

○総務常任委員長（武澤 豪君） おはようございます。

それでは、総務常任委員会の審査結果と経過についてご報告申し上げます。

本委員会は、去る12月13日、委員7名が出席して会議を開き、付託されました議案第73号令和5年度阿波市一般会計補正予算（第7号）についての所管部分、議案第74号令和5年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第76号督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての所管部分、議案第77号土成健康センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第78号阿波市国民健康保険税条例の一部改正について、議案第85号土成健康センターの指定管理者の指定についての市長提出議案6件について、理事者から詳細な説明を求め、慎重に審査を行いました。

その結果、付託された議案は全て原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程でありました質疑の内容の主なものについて、簡単にご報告申し上げます。

議案第73号令和5年度阿波市一般会計補正予算（第7号）についての所管部分で、企画総務部関係では、委員から、歳出のうち阿波市で暮らそう！！住宅購入補助金の詳細について質疑がありました。理事者からは、40歳以下の方が阿波市で住宅を取得した費用の一部を支援するもので、補助の基本額は新築住宅30万円、中古住宅15万円で、条件により5万円を加算している。当初予算の1,000万円を全て執行したため、今後の支出見込み500万円を予算計上していると答弁がありました。

また、委員から、同じく歳出のうち移住支援事業費補助金の詳細について質疑がありました。理事者からは、事業名は阿波市わくわく移住支援事業補助金で、東京圏から移住し

てきた方への補助金であり、基本額は100万円で、18歳未満の子どもがいる場合は1人につき100万円を加算している。当初予算は200万円であるが、500万円の支出が見込まれるため300万円を予算計上したと答弁がありました。

議案第76号督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての所管部分では、市民部関係では、委員から、督促手数料を廃止する理由や廃止後の督促事務について質疑がありました。理事者からは、令和5年4月から各種市税の納付書にQRコードを印字している。これにより全国いずれの金融機関でも納付が可能となり、個人のスマートフォンからも納付が可能となった。また、指定金融機関の公金収納窓口の事務取扱が変更になったことから、市や金融機関の業務の効率化、費用対効果などを勘案し、廃止することとした。なお、督促手数料は廃止するが、納付期限までに納められない方についてはこれまでと同様に督促状や催告書を送付し督促事務を継続していくと答弁がありました。

また、市民部関係のその他として、理事者から、第3次男女共同参画基本計画が本年度で終了することに伴う第4次基本計画の策定について、8月から9月に実施したアンケート調査結果や先般開催された男女共同参画審議会でのご意見を参考に、また今後パブリックコメント実施をした上で策定していくと説明がありました。

以上、総務常任委員会の審査結果と経過の報告とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 報告が終わりました。

ただいまから委員長報告についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） 質疑なしと認めます。

これで総務常任委員会委員長の報告に対する質疑を終結します。

次に、文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長藤本功男君。

○文教厚生常任委員長（藤本功男君） 文教厚生常任会の審査の結果と経過についてご報告申し上げます。

当委員会は、去る12月14日、委員7名が出席して会議を開き、付託されました議案第73号令和5年度阿波市一般会計補正予算（第7号）についての所管部分、議案第76号督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての所管部分、議案

第79号阿波市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第86号阿波市放課後児童クラブの指定管理者の指定についての市長提出議案4件について、理事者から詳細な説明を求め、慎重に審査を行いました。

その結果、付託された議案は全て原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程でありました質疑の内容の主なものについて、簡単にご報告申し上げます。

議案第73号令和5年度阿波市一般会計補正予算（第7号）についての所管部分に関して、健康福祉部関係では、委員から、子ども・子育て支援推進事業費によって購入した備品にはどのようなものがあるかと質疑がありました。理事者からは、寄附金を活用し、子ども家庭センターの設置に合わせて庁舎内キッズスペースの拡充を行う予定である。また、設置型ベビーケアルームを購入し、授乳、おむつ交換ができる場所をつくと答弁がありました。

教育委員会関係では、理事者から、へき地児童生徒援助費等補助金を利用し、大俣小学校スクールバスを購入した。寄附金については、土成、御所、柿原、一条小学校に各100万円ずつ、教育環境の充実のため使用させていただくと説明がありました。

市民部関係では、理事者から、家庭系ごみ収集運搬業務の実績見込みによる減額と、じんかい収集車購入のための入札の際、請負差額による減額が発生したと説明がありました。

議案第76号督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての所管部分に関して、理事者から、支払い期間経過後の納付書を受け取った際、指定金融機関の窓口において督促手数料100円を徴収していたが、令和5年10月1日以降の全ての納付書についてこの事務が廃止されたため、費用対効果の検証により督促手数料を廃止し、関係条例を整備する。なお、今後も督促状の送付は行うものとするとの説明がありました。

議案第79号阿波市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてに関して、理事者から、主な改正内容として、特別利用教育の基準を定める条項において、特定教育・保育施設に特別利用教育・保育を実施する施設を含む読替規定を加えるものであると説明がありました。

議案第86号阿波市放課後児童クラブの指定管理者の指定についてに関して、委員か

ら、他の会社から応募はなかったのか。また、放課後児童クラブ一括で委託した理由はと質疑がありました。理事者からは、一般公募で募集したところ、募集があったのはシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社1者のみだった。一括して委託した理由は、同種業務を行う施設であるためスケールメリットによる効果が期待でき、経費削減、指導監督の効率化も図れ、参入しやすくなるのではないかと判断したと答弁がありました。

以上、文教厚生常任委員会の審査の結果と経過の報告とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 報告が終わりました。

ただいまから委員長報告についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） 質疑なしと認めます。

これで文教厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑を終結します。

次に、産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長阿部雅志君。

○産業建設常任委員長（阿部雅志君） 産業建設常任委員会の審査結果と経過についてご報告申し上げます。

当委員会は、去る12月15日、委員6名が出席して会議を開き、付託されました議案第73号令和5年度阿波市一般会計補正予算（第7号）についての所管部分、議案第75号令和5年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第76号督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての所管部分、議案第80号土柱休養村センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第81号阿波市農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について、議案第82号阿波市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第83号阿波市特別会計条例の一部改正について、議案第84号阿波市農業集落排水施設設置事業分担金徴収条例の廃止について、議案第87号土柱休養村センターの指定管理者の指定について、議案第88号土成地域資源活力工房の指定管理者の指定についての市長提出議案10件について、理事者から詳細な説明を求め、慎重に審査を行いました。

その結果、付託された議案は全て原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以下、審査の過程でありました質疑の内容の主なものについて、簡単にご報告申し上げます。

議案第73号令和5年度阿波市一般会計補正予算（第7号）についての所管部分に関して、産業経済部関係では、委員から、農地集積協力金事業の概要と補助率についての質疑がありました。理事者からは、土成町日吉地区において実施される農地中間管理機構関連農地整備事業に伴い、地区内のまとまった農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手への農地集積と集約化を図る事業であり、面積が約30ヘクタール、交付金額は300万円となっている。この協力金は、農地面積の内、機構を活用して担い手に貸し付けられる面積に応じて交付されるもので補助率は100%となると答弁がありました。

また、委員からは、農山漁村未来創造事業補助金の詳細について質疑がありました。理事者からは、事業内容として、肉用鶏生産に伴い発生する鶏ふんの堆肥化や燃料化による養鶏業の安定と耕種農家の経営安定を図る事業や自給飼料の拡大による飼料自給率の向上、耕畜連携の推進による循環型農業の推進及び休耕田の活用による耕作放棄地の発生防止等を目指す事業となっていると答弁がありました。

また、委員から、農地等災害復旧事業の工事請負費350万円に係る対象地区と補助率について質疑がありました。理事者からは、農地等災害復旧事業の対象地区名は市場町上喜来地区となっている。補助率については65%となっているが、激甚災害の指定を受けているため、現在、最終的な補助率が98.9%になるよう増嵩申請を提出していると答弁がありました。

建設部関係では、委員から、河川改良費の県営砂防事業負担金の対象河川のほか、市内の準用河川のしゅんせつ工事がどれぐらいあるのか質疑がありました。理事者からは、市内には57の準用河川があり、出水等による土砂の流出や堆積による流下能力の低下している現状があり、早期に流下能力を確保するため、緊急浚渫推進事業債を活用し、令和2年度からしゅんせつ工事を実施しており、現在17河川の工事を進めているとの答弁がありました。

議案第87号土柱休養村センターの指定管理者の指定についてに関して、委員から、指定管理期間を5年としている施設もあるが、土柱休養村センターの指定管理期間を3年としている理由について質疑がありました。理事者からは、土柱休養村センターは指定管理料を無料としており、急激な社会環境の変化や経営の状況の変動により運営が困難な状況になるおそれがあることから、阿波市指定管理者制度運営ガイドラインに基づいて指定管理期間を3年間としていると答弁がありました。

以上、産業建設常任委員会の審査結果と経過の報告とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 報告が終わりました。

ただいまから委員長報告についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） 質疑なしと認めます。

これで産業建設常任委員会委員長の報告に対する質疑を終結します。

以上で各常任委員会委員長の報告を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第73号令和5年度阿波市一般会計補正予算（第7号）についてから議案第75号令和5年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてまでの計3件を一括して採決いたします。

各委員長の報告は可決です。

各委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第73号から議案第75号までの計3件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてから議案第84号阿波市農業集落排水施設設置事業分担金徴収条例の廃止についてまでの計9件を一括採決いたします。

各委員長の報告は可決です。

各委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第76号から議案第84号までの計9件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号土成健康センターの指定管理者の指定についてから議案第88号土成地域資源活力工房の指定管理者の指定についてまでの計4件を一括して採決いたします。

各委員長の報告は可決です。

各委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第85号から議案第88号までの計4件は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第17 議案第89号 令和5年度阿波市一般会計補正予算（第8号）について

日程第18 議案第90号 令和5年度阿波市水道事業会計補正予算（第1号）について

日程第19 議案第91号 阿波市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

日程第20 議案第92号 市長等の給与条例の一部改正について

日程第21 議案第93号 阿波市職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第22 議案第94号 阿波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（笠井一司君） 次に、日程第17、議案第89号令和5年度阿波市一般会計補正予算（第8号）についてから日程第22、議案第94号阿波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてまでの計6件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町田市長。

○市長（町田寿人君） 本日追加提案いたしております議案について、提案理由の説明を申し上げます。

追加提案しております議案第89号令和5年度阿波市一般会計補正予算（第8号）につきましては、追加補正予算額5億3,170万円でございます。

主な事業内容といたしましては、電力、ガスなどのエネルギー関連や食料品等の物価高騰の影響を受けた住民税非課税世帯等の方を対象としまして1世帯当たり7万円を給付する物価高騰対策給付金事業に加えて、幅広く市民の皆様や事業者の方を対象としまして経済的負担の軽減を図るため水道料金への支援を行う物価高騰対応・水道料金支援事業などの予算を計上しております。

次に、議案第90号令和5年度阿波市水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的収入及び収益的支出の予定額に120万円を、資本的支出の予定額に25万円

をそれぞれ追加するものでございます。

次に、議案第91号阿波市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてから議案第94号阿波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてまでの4件につきましては、国の人事院勧告等を踏まえ、条例の一部改正を行うものでございます。

以上、議案等について提案理由の説明を申し上げましたが、議案内容の詳細につきましてはこの後担当部長から説明をさせていただきますので、十分ご審議の上、ご賛同いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、提出されております議案について補足説明を求めます。

坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） それでは、本日追加提案をさせていただきます議案第89号令和5年度阿波市一般会計補正予算（第8号）について補足説明をさせていただきます。

令和5年度阿波市一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億3,170万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ217億3,600万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和5年12月22日提出、阿波市長。

この補正予算（第8号）につきましては、国の人事院勧告に準ずる給与等の補正に加え、電力、ガスなどのエネルギー関連や食料品等の物価高騰の影響を受けた住民税非課税世帯等をはじめとする生活者や事業者に対しまして早急な支援を行う事業を予算計上しております。

それでは、歳入歳出予算について説明をさせていただきます。

初めに、歳入予算といたしまして、10ページ、11ページをお願いいたします。

15款2項国庫補助金4億8,143万円につきましては、主に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。

次に、20款1項繰越金5,006万7,000円につきましては、一般財源として計上しております。

次に、歳出予算でございますが、人事院勧告に準ずる給与等の補正以外の主なものについて説明をさせていただきます。

それでは、14ページ、15ページをお願いいたします。

3款1項社会福祉費3億8,860万6,000円につきましては、住民税非課税世帯等に対しまして1世帯当たり7万円を給付する物価高騰対策給付金事業でございます。

次に、20ページ、21ページをお願いいたします。

4款3項上水道費1億140万円につきましては、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対しまして水道料金への支援を行う物価高騰対応・水道料金支援事業でございます。

以上、議案第89号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（笠井一司君） 吉岡水道部長。

○水道部長（吉岡 宏君） 続きまして、議案第90号について補足説明をさせていただきます。

議案第90号令和5年度阿波市水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条、令和5年度阿波市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和5年度阿波市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款水道事業収益、既決予定額6億8,149万2,000円に補正予定額120万円を追加し、計6億8,269万2,000円とする。次に、支出、第1款水道事業費用、既決予定額6億6,202万5,000円に補正予定額120万円を追加し、計6億6,322万5,000円とする。

第3条、予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5億8,444万7,000円は過年度分損益勘定留保資金5億1,595万4,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,849万3,000円で補填するものとするを、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5億8,469万7,000円は過年度分損益勘定留保資金5億1,620万4,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,849万3,000円で補填するものとするに改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第1款資本的支出、既決予定額12億285万5,000円に補正予定額25万円を追加し、計12億310万5,000円とする。

第4条、予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

1、職員給与費、既決予定額1億104万8,000円に補正予定額25万円を追加し、計1億129万8,000円とする。

第5条、予算に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり補正する。

水道料金徴収等業務委託料について、令和6年度から令和10年度までの2億4,750万円を追加設定いたします。

令和5年12月22日提出、阿波市長。

今回の補正予算につきましては、エネルギー、食料品価格など物価高騰の影響を受けた生活者や幅広い業種の事業者の皆様に対し水道料金への支援を行う事業などについて予算計上しております。

それでは、補正予算書の7ページをお願いいたします。

初めに、債務負担行為について説明をさせていただきます。

債務負担行為の補正につきましては、水道料金徴収等業務委託について令和5年度末に5年間の契約期間が終了するため、次期契約を行うに当たり、令和6年度から令和10年度までの5年間2億4,750万円を限度額として追加設定をお願いするものでございます。

次に、10ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出について説明をさせていただきます。

まず、収入といたしまして、1款水道事業収益、1項1目給水収益6,680万円の減額につきましては、物価高騰対応・水道料金支援事業として阿波市と給水契約のある水道使用者の水道料金に係る基本料金と超過料金の2分の1相当額を1月から3月使用分、3か月間の減免分でございます。

その下、2項6目他会計繰入金6,800万円の増額につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した一般会計からの繰入金でございます。

次に、その下、支出について説明をさせていただきます。

1款水道事業費用、1項4目総係費120万円につきましては、物価高騰対応・水道料金支援事業に係る事務委託料でございます。

続きまして、右側 11 ページ、資本的収入及び支出について説明をさせていただきます。

1 款資本的支出、1 項 1 目配水施設費 25 万円につきましては、人事院勧告に準ずる給与等の補正でございます。

以上、議案第 90 号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようお願いいたします。

○議長（笠井一司君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） それでは、議案第 91 号から議案第 94 号までの条例案件 4 件について一括して補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第 91 号阿波市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について。

阿波市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 12 月 22 日提出、阿波市長。

令和 5 年 8 月の人事院勧告を踏まえ、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、期末手当の改定で年間支給月数を 0.10 月引き上げ、3.25 月分を 3.35 月分とするものです。

施行日は公布の日でございます。

次に、議案第 92 号市長等の給与条例の一部改正について。

市長等の給与条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 12 月 22 日提出、阿波市長。

令和 5 年 8 月の人事院勧告を踏まえ、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、期末手当の改定で年間支給月数を 0.10 月引き上げ、3.25 月分を 3.35 月分とするものです。

施行日は公布の日でございます。

次に、議案第 93 号阿波市職員の給与に関する条例の一部改正について。

阿波市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 12 月 22 日提出、阿波市長。

令和5年8月の人事院勧告及び10月の徳島県人事委員会勧告を踏まえ、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、初めに、期末勤勉手当の改定として、正規職員については、年間支給月数を期末手当0.05月、勤勉手当0.05月、合計0.10月引き上げ、期末手当2.40月分を2.45月分に、勤勉手当2.00月分を2.05月分とするものです。

再任用職員については、年間支給月数を期末手当0.025月、勤勉手当0.025月、合計0.05月引き上げ、期末手当1.35月分を1.375月分に、勤勉手当0.95月分を0.975月分とするものです。

次に、給料表の改定では、民間との給与較差を解消するため、初任給の引上げや俸給月額を平均1.1%引き上げるものでございます。

最後に、在宅勤務等手当の新設につきましては、テレワーク中心の働き方をする職員の光熱水道費等の負担を軽減するため、月額3,000円を支給するものでございます。

施行日は公布の日で、給料表の改定は令和5年4月1日から遡及適用し、在宅勤務等手当の新設につきましては令和6年4月1日施行でございます。

次に、議案第94号阿波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

阿波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月22日提出、阿波市長。

阿波市職員の給与に関する条例の一部を改正することに伴い、正規職員の給与との均衡を考慮することから、条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、給料表の改定につきましては、会計年度任用職員に係る給料表を阿波市職員の給与改定に準じて改定するもので、在宅勤務等手当の新設につきましても職員と同様に月額3,000円を支給するものでございます。

施行日は公布の日で、給料表の改定は令和5年4月1日から遡及適用し、在宅勤務等手当の新設につきましては令和6年4月1日施行でございます。

以上、議案第91号から議案第94号までの補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（笠井一司君） 補足説明が終わりました。

これより議案第89号から議案第94号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第89号から議案第94号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第89号から議案第94号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第89号令和5年度阿波市一般会計補正予算（第8号）について及び議案第90号令和5年度阿波市水道事業会計補正予算（第1号）についての計2件を一括採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第89号及び議案第90号の計2件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第91号阿波市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてから議案第94号阿波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてまでの計4件を一括して採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第91号から議案第94号までの計4件は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### 日程第 2 3 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（笠井一司君） 次に、日程第 2 3、常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お手元に配付いたしました申出書のとおり、各委員長から閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） ご異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたします。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

閉会に当たり、市長からご挨拶がございます。

町田市長。

○市長（町田寿人君） 令和 5 年第 4 回阿波市議会定例会の閉会に当たり、一言挨拶を申し上げます。

初めに、何点かご報告させていただきます。

まず、今月 10 日、これまで整備を進めておりました市道矢松田中線改良事業が全線完成し、その開通式が盛大に執り行われました。

この完成により、地域の皆様の生活基盤を支える生活道として、また小・中学校へ通う通学路として、さらには四国八十八カ所霊場 9 番札所法輪寺の遍路道として、安全性や快適性の向上はもとより、県道船戸切幡上板線バイパスなどともつながることで、地域道路ネットワークが強化され、地域経済の活性化や地方創生に大きく寄与するものと考えております。

次に、先月 29 日、定期的な防災訓練の一環として、予測が困難な巨大地震に備え、市職員の心構えや対応能力の向上を図るため、ブラインド型の職員防災訓練を実施いたしました。

この訓練は、参加者に対し事前に日時、訓練のシナリオなどを与えない実践的な訓練であり、勤務時間中に震度 6 強の南海トラフ巨大地震の発生を想定し、全職員を対象とした一斉防災行動訓練をはじめ、災害対策本部、現地対策本部の設置や指定避難所、医療救護所の開設準備など、職員における地震発生直後からの初動対応について訓練を行いました。

た。今回の訓練は、いつ起こるか分からない災害において迅速な判断と的確な対処を訓練する大変有意義な取組となりました。今後におきましても、職員の防災力の向上を図り、安全・安心のまちづくりの実現に向け、しっかりと取り組んでまいります。

次に、今月5日、市役所におきまして、日本赤十字社徳島県支部様より、赤十字災害用移動炊飯器専用鉄板の贈呈式が執り行われました。

この移動炊飯器専用鉄板は、東日本大震災で長期の避難生活を送った被災者の声を参考に開発されたもので、本市へ既に配備された炊飯器と組み合わせることにより多彩な調理を行うことができ、発災時に住み慣れた自宅を離れ避難を余儀なくされた避難者の食の支援体制の強化を図ることができます。今後、この専用鉄板などを地域での防災講座や防災訓練などにおいて活用し、被災者支援体制の強化に努めてまいります。

次に、今月19日、市役所におきまして、喜多機械産業株式会社代表取締役社長喜多真一様及び株式会社アクティオ四国支店四国支店長武川大介様と災害時におけるレンタル資機材等の提供に関する協定の締結をそれぞれ行いました。

この協定は、南海トラフ巨大地震等の大規模災害時や災害が発生するおそれがあるときにおいて、本市の要請に応じ、両社が保有する資機材を提供していただける協定でございます。今後におきましても、関係機関と連携を密にし、大規模災害を想定したより具体的な協議を重ねてまいります。

次に、昨日21日、市役所におきまして、第70回記念徳島駅伝阿波市選手団の結団式を執り行いました。

結団式では、選手団役員や選手の皆様をはじめ、多くの関係者の皆様のご出席のもと、上位入賞を誓い合いました。徳島駅伝は、令和4年の第68回大会より日程を2日間に短縮しての開催となり、来年1月4日は阿北コースが採用されております。本市といたしましても阿波市選手団を全面的にサポートしてまいりますので、選手の皆さんには市民の代表として自信と誇りを持ち、日頃からの練習の成果を遺憾なく発揮され、市民の皆様にも勇気と感動を与える走りでも新春の阿波路を力強く駆け抜けていただきますようご期待申し上げます。

次に、有機農業の日であった今月8日、市内小学校におきまして、阿波市産有機野菜を使用した給食の提供を行いました。

この給食は、有機JAS認定を受けている農家のご協力により実現したものでございます。今後におきましても、引き続き地産地消を積極的に推進し、食の安全・安心はもとよ

り、質の高い給食の提供に努めてまいります。

次に、国等に対する要望関係でございます。

今月1日、県選出国會議員、文部科学省及び総務省を訪問し、本市の地方創生に係る取組や厳しい財政事情、また様々な特殊事情を説明し、国庫補助金や特別交付税について、地域の実情を踏まえた支援を要請してまいりました。

最後に、今月20日、徳島自動車道土成美馬間で実施中の4車線化事業のスピードアップや適切な維持管理と更新事業や耐震補強等の機能強化が着実に進められるよう、国土交通省四国地方整備局、西日本高速道路株式会社四国支社に対しまして、本市を含む17市町村で構成する徳島自動車道4車線化促進期成同盟会が、徳島県議会徳島自動車道整備促進議員連盟、後藤田正純徳島県知事と共に要望を行ってまいりました。今後におきましても、機会あるたびに国等への要望活動を積極的に行ってまいりたいと考えております。

さて、今議会は先月27日に開会以来、本日まで26日間にわたりまして慎重なご審議を賜り、提出いたしました各議案につきまして全て原案どおりご賛同をいただき、誠にありがとうございました。本定例会において賜りましたご意見、ご提言につきましては、十分に検討を行い、今後の市政運営に反映してまいりたいと考えております。

寒さも一段と厳しくなり、令和5年も残り僅かとなりました。議員の皆様におかれましては、体調には十分ご留意され、引き続き市勢発展のため、格別のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。そして、ご家族おそろいで輝かしい新年をお迎えになられますようご祈念申し上げ、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） これで本日の会議を閉じます。

令和5年第4回阿波市議会定例会を閉会いたします。

午前10時56分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員